

愛知県環境影響評価審査会運営要領の一部改正について

愛知県環境影響評価審査会規則の一部改正が予定されている。この改正の内容を踏まえ、愛知県環境影響評価審査会運営要領の一部改正を行う必要がある。

1 改正の概要

部会の決議を愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の決議とすることができるようにするための規定の整備等

2 改正の理由

愛知県環境影響評価条例において、「知事が環境の保全の見地からの意見を述べる場合、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする」とされているが、台風等により審査会を開催できなかった場合、法令等で定められた期間までに知事意見を述べることができなくなるおそれがある。

このため、やむを得ない理由により、審査会を開催できなかった場合に、部会の決議を審査会の決議とすることで、法令等で定められた期間までに知事意見を述べるできるよう規定の整備等を行う。

3 改正の内容

(1) 審査会規則

ア 審査会はその定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができることとする

イ 部会の議事について、審査会の決議等の規定を準用することとする

ウ その他所要の規定の整理

(2) 審査会運営要領

ア やむを得ない理由により、審査会を開催できなかった場合は、部会の決議は会長の同意を得て、審査会の決議とすることができることとする

イ 会長は、部会の決議を審査会の決議とすることに同意したときは、その同意に係る決議を委員（当該決議をした部会に属する者を除く。）に報告することとする

ウ その他所要の規定の整理

(改正案)

愛知県環境影響評価審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第34条第7項の規定に基づき、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審査会に、会長が指定した事項について審査させ、又は調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員（臨時委員）」とあるのは「部会に属する委員（部会に属する臨時委員）」と、同条第4項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

8 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(現行)

愛知県環境影響評価審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第34条第7項の規定に基づき、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）並びに委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審査会に、会長が指定した事項について審査させ、又は調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前5項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(改正案)

愛知県環境影響評価審査会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県環境影響評価審査会規則（平成11年愛知県規則第75号）第4条第8項及び第5条の規定に基づき、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(部会への付託)

第3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託をすることができる。

(部会の会議)

第4 やむを得ない理由により、審査会を開催できなかった場合は、部会の決議は会長の同意を得て、審査会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を委員（当該決議をした部会に属する者を除く。）に報告するものとする。

3 第2の規定は、部会の会議について準用する。

(会議録)

第5 審査会及び部会の議事については、会議録を作成し、会長又は部会長の指名した2名の委員が署名し、第2第1項第1号に規定する不開示情報に該当するものを除き公表するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、10年間保存するものとする。

(現行)

愛知県環境影響評価審査会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県環境影響評価審査会規則（平成11年愛知県規則第75号）第4条第6項及び第5条の規定に基づき、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(部会の会議)

第3 部会は、部会長が招集する。

2 部会においては、部会長が議長となる。

3 第2の規定は、部会の会議について準用する。

(会議録)

第4 審査会及び部会の議事については、会議録を作成し、会長又は部会長の指名した2名の委員が署名し、第2第1項第1号に規定する不開示情報に該当するものを除き公表するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、10年間保存するものとする。